

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

共有財産の評価

Q：父が亡くなりました。遺産のなかには、父と叔父が2人で共同で買った土地があるのですが、このような共有財産はどのように評価するのでしょうか。

A：全体の評価額を共有者の持分に応じてあん分した価額で評価します。

【解説】

共有財産とは、複数の者が一個の物の所有権を分量的に分割して所有している状態にある財産をいいます。

私たちの日常生活に供されている財産は、単一の財産というものは少なく、大部分の財産が他の財産との複合又は合成であるといえます。

財産の評価上、どの単位の財産をもとに評価するのかは、評価の基本的な問題です。

この評価単位については、原則として、財産評価基本通達に定める財産の種類別、その一単位ごとに評価する個別法が採用されています。

ご質問の共有の土地については、その土地全体の価額を計算し、その価額に共有持分の割合をかけて算出した価額により評価することになります。この場合、共有持分の割合が極めて低くても、評価額をしんしゃくはしません。

